

第 28 回大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会 議事要旨

1 日 時

令和元年 7 月 8 日（月） 午後 1 時 00 分開会 午後 2 時 15 分閉会

2 場 所

本場 業務管理棟 16 階大ホール

3 出席者

（委 員）加藤会長、竹下委員、藤田委員、本間委員、植田委員、中島委員、橋爪委員、山橋委員、牛山委員、金子委員、高丸委員、田中委員、今井委員、古家委員、今里委員（以上 15 名）

（本 市）田端中央卸売市場長、中野企画運営担当部長、西田総務担当課長、小野企画担当課長、得能本場長、更家東部市場長、中尾設備・施設担当課長、木村食品衛生検査所長、西東部市場食品衛生検査所長（以上 9 名）

4 議 題

○業務条例改正について

○その他

5 議事要旨

（1）「業務条例改正について（大阪市中央卸売市場業務条例改正の方向性）」に関する説明を事務局より行った。

（2）運営協議会委員から質問・意見は次のとおり。

- ・ 100 年、150 年先の市場をどうするのか。大阪市が、大阪市中央卸売市場の将来をどのように考えているのか。
- ・ 「その他の取引ルール」の「第三者販売の原則禁止」を条例で定めてほしい。卸会社と仲卸が協力してそれぞれの役割を果たしてきたが、第三者販売が自由化されると、その関係性が崩れる可能性があると考ええる。
- ・ 取引委員会等でそれぞれ話し合っ規則を決めるということであるが、将来的に、永続的に話し合いの場が設けられるか、甚だ疑問である。
- ・ 業務許可等について、法律による規制は廃止されているが、業務条例で規制するになっている。規制した方が良いが、その理由が取引の秩序維持のためと書かれている。我々も、取引の秩序維持のために第三者販売の原則禁止をお願いしますと言ってきたことが半ば無視されている。
- ・ 各事業者と開設者が意見交換を行うとあるが、そこで決まったことは、規則なり、要綱、要領に明記されるのか。
- ・ 国は自由にしたが、開設者責任が非常に大きくなるのは間違いない。可能な限り、各関係者の意見を汲みつくしたうえで、お互いの納得を得て、大阪市の中央卸売市

場の将来像を作っていただくのが一番いい。

- ・市場の将来、活性化は、国内の産地をいかにこの卸売市場の中に魅力ある流れを作っていくのかという視点が非常に重要。卸売市場は、従来、その公益性から消費者に対して食育を果たす役割が重視されていたわけで、日本の産地の重要性をきちんと消費者に伝える役割が物流と同時に非常に大事。ここらも含めて市場の将来については議論していただきたい。

(3) 今後の対応

- ・次回運営協議会を9月頃に開催し、条例改正案を示す予定。

6 配布資料

○業務条例改正について

(資 料) ……………大阪市中央卸売市場業務条例改正の方向性

(参 考) ……………ヒアリングの主な意見